

## 第5回 上田市上下水道審議会

平成24年11月14日(水)午後1時30分から

丸子地域自治センター講堂

### 1 開会

### 2 議事

(1) 諮問事項について

(2) 答申書について

(3) その他

## 別荘料金統一影響額試算書

### 1 現状

標準的な一般家庭(口径13mmで年間186㎡使用と仮定)と同量を使用した場合の別荘との料金比較

(税込み)

	基本料金 円	基本水量 m <sup>3</sup>	従量 m <sup>3</sup>	年間水量 m <sup>3</sup>	従量単価 円	年間使用料 円	比較率
一般	1ヶ月 569	-	186	186	-	23,490	-
別荘	須川 1ヶ月 1,304	-	186	186	260	64,008	2.72
	菅平 1年 25,200	120	66	186	210	39,060	1.66
	獅子ヶ城 1年 23,268	100	86	186	105	32,298	1.37

※ 一般家庭の水量料金は10㎡以下58円、30㎡以下147円、50㎡以下164円

一般・須川は2ヶ月に1回調定で2ヶ月31㎡使用と仮定

菅平・獅子ヶ城は年1回調定

### 2 統一影響額

統一後減収額見込試算表

(税抜き)

	H22(決算額)	H25	H26	H27	H28	H25～H28計
須川	310,225	316,649	312,839	306,967	303,032	1,239,487
菅平	5,761,042	0	5,344,135	5,263,871	5,184,865	15,792,871
獅子ヶ城	3,547,209	2,756,500	3,251,090	3,201,787	3,153,997	12,363,374
合計	9,618,475	3,073,149	8,908,064	8,772,625	8,641,894	29,395,732

※ 別荘料金改定はH25の6月調定分から適用されるため、菅平のH25の影響額は0円となる。

獅子ヶ城は今まで10月調定であったが、料金改定に合わせて半年にあたる5月で清算するため、影響額は半分になる。

### 3 別荘戸数

	加入戸数	定住戸数
須川	26	3
菅平	424	2
獅子ヶ城	300	9
合計	750	14

上下水道審議会諮問事項等についての意見質問等

意見質問等	回 答
<p>① 財政基盤の改革の中で、行政事務の民間参入の推進によりかなり効率的な業務運営がなされることが期待され、大変好ましいことだと思いますが、これまで当該業務に携わっていた方々の処遇についてはどのようになるのですか。当該公営企業として財政基盤の健全化となっても、上田市全体として余剰人員にもしなるのであれば、どのような解決手段があるのでしょうか。(民間では事業再構築の手法がとられていますか?)</p> <p>② 根本的になぜ民間参入を推進することで財政基盤の改革が図れるかについて、現状分析することも必要かと思われます。</p>	<p>① 上下水道局職員は上田市からの出向職員で構成されておりますことから、現行の出向職員数に変動が生じる場合には、定員適正化計画の方針に沿って、再配置あるいは新規採用職員数の検討が行われ、職員の処遇について上田市全体の中で調整されます。</p> <p>② 上下水道事業は、不採算であれば撤退すればよいというものではなく、だからといって単純に料金を引き上げればよいというものでもありません。また、「安全、安心を確保する」という視点も欠くことができないものです。したがって、上下水道事業の経営においては、常に公共性と経済性を両立し、なるべく料金を引き上げないで事業を適切に継続していかねばならないと考えております。</p> <p>民間参入の推進についても、この考え方を基本にどうすべきかを検討するとともに、職員数についても同様の考え方によって局内で十分検討した上で、上田市全体での調整を図ってまいりたいと考えております。</p>

昭和 34 年清浄園が秋和周辺に稼働を開始してから 53 年が経過しました。隣接地に昭和 47 年上田終末処理場が供用開始してからも 40 年が経過しています。

これらは迷惑施設と言われるがゆえに、公害防止協定が結ばれており、公害防止連絡員会議も定例で開催されています。また、2 万坪に及ぶこれらの施設の周辺の地域振興策が遅れているため、農地の中に金属リサイクル業者や塗装工場が散見されます。

広域連合はごみ焼却施設建設を丸子地域に提案し反対運動で断念、次に塩田地域に提案し、またも反対運動で断念。今回は 53 年、40 年間もの長い間迷惑施設を受け入れてきた諏訪部、秋和地域にごみ焼却施設建設を提案してきました。その上 11 月に終末処理場に農業集落排水事業所 26 か所のつなぎ込みを諮問しています。

これは、一度迷惑施設を受け入れると次々と処理地域の拡大をしたり、他の迷惑施設が迷惑施設の周辺に開設される等、負担の公平性を著しく欠く恐れがあります。

私どもはこれまでも公害防止連絡員会議でも、農業集落排水の下水道へのつなぎ込みに反対の意思表示を行ってきました。よって下記事項について強く要望します。

#### 記

上田終末処理場に農業集落排水事業所のつなぎ込みをしないこと。

塩尻地区自治会連合会  
会長 成田 守夫

# 答 申 書 (案)

平成 24 年 11 月 日

上田市上下水道審議会

## 上田市上下水道審議会委員名簿

会	長	柄	沢	衛					
副	会	白	井	美	智	子			
委		吉	川	由	紀	子			
委	員	久	保		修				
委	員	倉	沢	史		子			
委	員	小	宮	ア	サ	ジ			
委	員	小	山	秀		喜			
委	員	斎	藤	厚		志			
委	員	高	寺		修				
委	員	滝	沢	修		司			
委	員	武	田	幸		一			
委	員	竹	村	好		平			
委	員	田	畑		孝				
委	員	中	村		俊				
委	員	長	尾	光		子			
委	員	成	田	守		夫			
委	員	松	木	節		子			
委	員	宮	岸	喜	恵	子			
委	員	村	田	和		良			
委	員	安	井	啓		子			

(五十音順)

## 上下水道料金の改定について

### 1 はじめに

本審議会は、平成 24 年 11 月 2 日に上田市長から諮問された上下水道料金改定について慎重に審議した。この中で、今後の経営状況、施設の整備計画、維持管理等の諸問題について、意見交換を行いながら、様々な角度から検討を進めた。

その結果、諮問された内容が適当であると認め、答申する。

### 2 答申内容

#### (1) 上下水道料金の据え置きについて

上下水道料金は、料金算定期間を平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間とし、据え置くこととする。

#### (2) 別荘水道料金の廃止について

別荘水道料金を廃止し、一般料金に統一する。

### 3 答申理由

#### (1) 上下水道料金の据え置きについて

上下水道料金は、上下水道局の財政方針に基づき、料金算定のもととなる維持管理経費と減価償却費について、営業収支比率目標及び減価償却費抑制目標を設定し、平成 25 年度から 34 年度までの上下水道事業計画を策定する中で、次期料金算定期間について、総括原価方式により改定率を算定している。

算定した結果、次期料金算定期間は、上下水道料金とも現行の料金を据え置いても健全な経営が維持できる数値が算出されている。

以上のことから、本案は適当であると判断される。

(2) 別荘水道料金の廃止について

別荘水道料金は、現在、別荘地にもかかわらず、別荘用としてではなく一般市民と同様に定住する住民がいる状況があり、そのような定住者から、なぜ別荘地は料金が高いのかといった問い合わせが寄せられている。

別荘地区については、料金収入に比べて維持管理費用が割高となる傾向があるため、一般よりも高額な水準で料金設定することが妥当との考え方もあるものの、現行の料金格差を合理的に説明することが困難である。

別荘水道料金を一般料金に統一することによる今後の経営に与える影響は軽微である。また、統一することにより、既存定住者への料金説明の明確化が図れ、別荘所有者の定住化及び利用促進も期待できる。

以上のことから、本案は適当であると判断される。

4 附帯意見

- (1) 経費の節減をしつつも必要な事業を着実に実施することなど、示された方針により業務改革を進め、健全な経営を維持されるよう努められたい。



## 審議の経過

本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、平成 24 年 11 月 2 日に上田市長から諮問された上下水道料金の改定について、提示された資料をもとに協議を重ねながら、慎重に審議を行った。

### 主な会議概要

#### 1 第 1 回目審議（平成 24 年 11 月 2 日）

- (1) 事業計画の中で、農業集落排水施設を公共下水道へ統合する事業に関して、地元の同意についての考え方にかかる質問があり、これに対し、実施にあたっては、受け入れ先となる地元の同意を得ることが大前提であり、地域ごとの歴史を十分に配慮し、地元の同意を得られたところから順次事業を進めていきたい。農業集落排水事業は事業構造上黒字化させることが難しく、経営の圧迫要因となっており、施設が更新の時期を迎え、現状の施設を維持していくには大きな費用が必要となり、将来的に使用者負担の増加が見込まれるため、これをいかに処理していくかが市に与えられた大きな命題ととらえているとの説明があった。
- (2) 県営水道事業の移管について、現在県営水道事業が給水している地域を市営水道でまかなうとすれば、経理面の影響はどうかとの質問があり、これに対し、県営水道の統合には 4 市町（上田市、坂城町、長野市、千曲市）が関わっているが、それぞれ異なる事情を抱えており、協議はあまり進んでいない。現時点では具体的な計画が示されていないため、経理面での影響も判断できないとの説明があった。
- (3) 民間委託についてはどのような方向を考えているかとの質問があり、これに対し、①料金徴収業務等の包括的な委託、②浄水場管理業務の委託、③既に委託している公共下水道処理場管理業務の現状からさらに進めた形での委託、などを検討しているとの説明があった。

2 第2回目審議（平成24年11月14日）

- (1) 別荘料金を廃止し統一をした際、検針も2ヶ月に1度となるのか。  
また、基本料金はいくらになるのかとの質問があり、これに対し、菅平及び獅子ヶ城については、現行どおり年1回の検針、徴収となり、基本料金は、月額569円の12ヶ月分を一括で徴収するとの説明があった。
- (2) 料金体系を統一しても検針方法が違うため完全に料金統一は図れないのではないかととの質問があり、これに対し、本来2ヶ月徴収であるが、自然条件等のため、年1回の検針で対応したいとの説明があった。
- (3) 市側から上下水道事業の現状等について説明を受けた後、諮問事項<sup>7</sup>に対する慎重な審議が行われ、諮問どおり答申することに決定した。